日医発第1347号（保険）
令 和 ８ 年 １０ 月 ８ 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和８年９月 30 日付け保医発 0930 第２号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）等の一部が改正され、令和８年 10 月１日から適用することとされました。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

（添付資料）

１.「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（令和８年９月 30 日付け 保医発 0930 第２号　厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

保医発 0930 第 2 号
令和８年９月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和８年 10 月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

別添３　「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００４（14）の次に次を加える。

(15)　ＣＸＣＬ10（髄液）は、ＨＴＬＶ－１関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてＥＬＩＳＡ法により測定した場合に、原則として１年に１回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイド β42/40 比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、１年に１回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
ア　新たにＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断された患者
イ　既にＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３（42）の次に次を加える。

(43)　喀痰又は培養菌中の DNA 検出を目的として、PCR-rSSO 法により抗酸菌核酸多項目同時検出（計 28 項目以上）を実施した場合に、一連の治療につき１回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2 核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。
ア　以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
（イ）　BCG 膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌と BCG 株の鑑別が必要な患者
（ロ）　肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者
イ　以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

別添２

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

１　Ｉの３の 133（８）オを次のように改める。

オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。

別添３

「特定保険医療材料の定義について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別表のⅡの 133（10）③オ ii を次のように改める。

ii　破砕吸引型
次のａ及びｂのいずれにも該当すること又はａ及びｃのいずれにも該当すること。
ａ　経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルであること。
ｂ　血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤからなること。
ｃ　カテーテル先端部を回転させることで血栓を破砕するとともに、回転で生じる陰圧により吸引除去するものであること。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 別添１<br>医科診療報酬点数表に関する事項<br>第１章　（略）<br>第２章　特掲診療料<br>第１部・第２部　（略）<br>第３部　検査<br>第１節　検体検査料<br>第１款　検体検査実施料<br>時間外緊急院内検査加算～Ｄ００３　（略）<br>Ｄ００４　穿刺液・採取液検査<br>（１）～(14)　（略）<br>(15)　ＣＸＣＬ10（髄液）は、ＨＴＬＶ－１関連脊髄症の疾患活動性評価の目的で、以下のア又はイのいずれかに該当する患者においてＥＬＩＳＡ法により測定した場合に、原則として１年に１回に限り、本区分の「14」リン酸化タウ蛋白の所定点数と「15」アミロイドβ42/40 比の所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、治療内容を変更した場合等、医学的必要性がある場合には、１年に１回に限り更に算定できる。なお、いずれの場合も、算定に当たっては以下のア又はイのいずれの対象患者に該当するか及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 | 別添１<br>医科診療報酬点数表に関する事項<br>第１章　（略）<br>第２章　特掲診療料<br>第１部・第２部　（略）<br>第３部　検査<br>第１節　検体検査料<br>第１款　検体検査実施料<br>時間外緊急院内検査加算～Ｄ００３　（略）<br>Ｄ００４　穿刺液・採取液検査<br>（１）～(14)　（略）<br>（新設） |

| | |
|---|---|
| ア　新たにＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断された患者<br>イ　既にＨＴＬＶ－１関連脊髄症と診断されている患者のうち、疾患活動性が「高」又は「中」と評価された患者<br>Ｄ００４－２～Ｄ０２２　（略）<br>Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査<br>（１）～(42)　（略）<br>(43)　喀痰又は培養菌中の DNA 検出を目的として、PCR-rSSO 法により抗酸菌核酸多項目同時検出（計 28 項目以上）を実施した場合に、一連の治療につき１回に限り、本区分の「25」の「ロ」SARS-CoV-2 核酸検出を含まないものの所定点数を準用して算定する。<br>ア　以下の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する患者において実施した場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては対象患者及び医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。<br>（イ）　BCG 膀胱内注入療法後であって、発熱等の症状があり結核菌と BCG 株の鑑別が必要な患者<br>（ロ）　肺結核及び肺非結核性抗酸菌症のいずれもが疑われる患者<br>イ　以下の施設基準を満たした保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を５年以上有するものに限る。）が１名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並び | Ｄ００４－２～Ｄ０２２　（略）<br>Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査<br>（１）～(42)　（略）<br>（新設） |

| | |
|---|---|
| に院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。<br>Ｄ０２３－２～Ｄ０２５　（略）<br>第２款　（略）<br>第２節～第４節　（略）<br>第４部～第 14 部　（略）<br>第３章　（略） | Ｄ０２３－２～Ｄ０２５　（略）<br>第２款　（略）<br>第２節～第４節　（略）<br>第４部～第 14 部　（略）<br>第３章　（略） |

（別添２参考）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項<br>１・２（略）<br>３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い<br>001～132　（略）<br>133　血管内手術用カテーテル<br>(1)～(7)　（略）<br>(8)　血栓除去用カテーテル<br>ア～エ　（略）<br>オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち、血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。<br>(9)～(17)　（略）<br>134～247　（略）<br>４～６　（略）<br>Ⅱ～Ⅳ　（略） | Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項<br>１・２（略）<br>３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い<br>001～132　（略）<br>133　血管内手術用カテーテル<br>(1)～(7)　（略）<br>(8)　血栓除去用カテーテル<br>ア～エ　（略）<br>オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型については、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。<br>(9)～(17)　（略）<br>134～247　（略）<br>４～６　（略）<br>Ⅱ～Ⅳ　（略） |

（別添３参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （別表）<br>Ⅰ　（略）<br>Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格<br>001～132　（略）<br>133　血管内手術用カテーテル<br>⑴～⑼　（略）<br>⑽　血栓除去用カテーテル<br>①・②　（略）<br>③　機能区分の定義<br>ア～エ　（略）<br>オ　経皮的血栓除去用<br>ⅰ　（略）<br>ⅱ　破砕吸引型<br>次のａ及びｂのいずれにも該当すること又はａ及びｃのいずれにも該当すること。<br>ａ・ｂ　（略）<br>ｃ　カテーテル先端部を回転させることで血栓を破砕するとともに、回転で生じる陰圧により吸引除去するものであること。<br>ⅲ　（略） | （別表）<br>Ⅰ　（略）<br>Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格<br>001～132　（略）<br>133　血管内手術用カテーテル<br>⑴～⑼　（略）<br>⑽　血栓除去用カテーテル<br>①・②　（略）<br>③　機能区分の定義<br>ア～エ　（略）<br>オ　経皮的血栓除去用<br>ⅰ　（略）<br>ⅱ　破砕吸引型<br>次のいずれにも該当すること。<br>ａ・ｂ　（略）<br>（新設）<br>ⅲ　（略） |

| | |
|---|---|
| カ　（略） | カ　（略） |
| (11)～(24)　（略） | (11)～(24)　（略） |
| 134～247　（略） | 134～247　（略） |
| Ⅲ～Ⅸ　（略） | Ⅲ～Ⅸ　（略） |